

# 地籍予備調査 2年目・3年目の 事業内容について



1

## 浦安市の地籍調査の流れ

### 地籍予備調査1年目

- ・現況測量（地積測量図等を基に、現在の状況を測量）
- ・境界復元案作成（現況測量の結果から法務局と

### 地籍予備調査2年目・3年目

- ・ペイント表示（境界復元案の境界位置をペイントにて現地に表示）
- ・現地立会（境界復元案に基づき現地で確認）

**地籍本調査** ※土地所有者全員から同意が得られた街区や区画のみ

- ・境界点の確認（地籍予備調査にて確認した境界点を再確認）
- ・閲覧（ご同意いただいた境界復元案の最終確認）

2

# 予備調査2・3年目事業内容

## 境界復元案を現地に表示

境界復元案に基づいて、  
境界の位置を現地に  
黄色いペイントで示していきます



3

# 予備調査2・3年目事業内容

## 土地所有者 境界復元案現地立会

準備が整い次第  
順次ご案内します



4

# 予備調査2・3年目事業内容

## 土地所有者 境界復元案現地立会

現地立会では、浦安市の受託業者が現地に伺い、ペイントや土地の移動状況など市の境界復元案の説明を行い、境界復元案への同意/不同意の意向を伺います

意向確認は書面にて行い、ご署名・ご捺印をいただきます

5

日時の都合が悪い場合には  
どうしたらしいのかな？



6

日時の都合が悪い場合には  
土日を含めて調整を検討いたします  
通知に日程調整専用の電話番号も併記します  
ご都合が悪い場合は、ご連絡ください



「地籍予備調査の立会における  
**同意・不同意**」は地籍本調査へ  
移行出来るかどうかに関わる  
非常に重要なものです

一度した意思表示を覆すことは  
近隣の土地所有者や事業の進捗に  
影響が及ぶため事業趣旨等を含め  
熟慮の上、同意・不同意の判断を  
お願いいいたします



遠方に住んでいる方やご高齢、ご病気などで  
現地に来られない土地所有者もいるよね  
そういう場合はどうするのかな？



境界復元案の確認は  
土地の境界に係る確認ですので  
土地所有者本人にお立合い頂くことが  
原則となります



遠方に住んでいる方やご高齢、ご病気などで現地にお越しいただけない場合は  
土地所有者の自署・捺印による委任状をもって代理の方が立ち会うことも可能です

ご不明な点などありましたら  
浦安市地籍調査課へご相談ください



## 地籍予備調査から地籍本調査への移行



地籍本調査へ移行

13

街区（区画）内において土地所有者の内 1名でも  
同意されない方がいた場合



「全同意が得られなかった街区（区画）」として  
地籍本調査へは移行しません

14

# 街区とは

住居表示でいう番を指す  
例えば、地籍二丁目**1番**1号であれば  
**1番**に相当するものを街区と呼びます

街区ごとに境界復元案への同意/不同意の意向を判断します

それ以外に街区が公道で囲まれていない場合や一つの街区内に**公道で囲まれた区画**が存在している場合は街区ではなく公道で囲まれた区画で判断することもあります



地籍本調査へ移行しない街区や区画はどうなる？  
不利益とかないのかな？



## 地籍予備調査

土地所有者に不利益がないよう行っています

### 地籍本調査に移行しない場合

現在の状態が継続することとなるため  
土地所有者に不利益はないと考えています

今後、境界を決める必要がある場合には  
ご自分で専門家に依頼するなど  
通常の境界確認をしていくことになります



17

## お問い合わせについて

### <地籍調査についてのお問合せ先>

浦安市 都市整備部 地籍調査課

【窓口】 浦安市役所6階

【電話】 047-712-6584

【ファックス】 047-352-7996

【メール】 chiseki@city.urayasu.lg.jp



18